

審査の結果の要旨

論文提出者：松岡 佑和

題目：高齢者福祉政策の計量経済分析

1. 論文の内容

本論文は、地方自治体の高齢者福祉サービスの供給行動に関する実証研究であり、市町村合併が老人福祉費に与える影響、介護給付水準の地域差、介護給付水準の相互参照行動に焦点を当てた3つの研究によって構成されている。

論文の構成は以下の通りである。

第1章 序論

第2章 市町村合併が老人福祉費に与える影響

第3章 地域間介護給付水準の収束仮説の検証

第4章 介護給付水準の保険者間相互参照行動—裁量権の違いに着目して—

第1章では、この論文の問題意識と以下の3章の概要が示されている。地方自治体の高齢者福祉サービスの供給行動を分析する意義は、第1に、人口高齢化によって財政支出のなかに占める割合が増加する高齢者福祉サービスが自治体財政に様々な構造変化をもたらすと考えられることがある。高齢者福祉サービスは財政学の研究で伝統的に考えられてきた公共財とは異なり、私的財の性格をもつ。例えば、市町村合併は規模の経済により地方公共財の提供費用を効率化することが重要なねらいであったが、私的財の提供費用には同等の規模の経済は期待できないことから、合併が自治体財政に与える影響が従来の知見から異なってくる可能性があり、新たな視点からの分析が必要とされる。

第2に、近年は地域のニーズに合わせたサービスの提供が求められているなかで、現状の地域差が多様なニーズに合致した結果であるのか、ニーズから遊離した結果生じたものなのかを把握する必要がある。その際には自治体がどのような行動様式に基づきサービスを提供しているのかを理解することが重要である。また、介護保険制度では保険者の裁量権を強化する方向への改革が進んでいるが、保険者の行動原理を理解することは、地方分権が介護保険の運営にどのような影響を与えるかを予測する際に有益な情報であると考えられる。

第2章では、市町村合併によって老人福祉費がどのように変化するのかを、総務省『市町村別決算状況調査』及び『住民基本台帳人口要覧』（2000-09年度）を用い、定量的に分析している。DID 推定及び Matching 推定により、高齢者1人当たり老人福祉費は合併により増加することが確認された。時間的な変化を見ると、合併後に若干減少するが再度増加し、強い正の持続性が示され、歳出合計に着目する先行研究で見られた長期的な歳出削減効果は確認できなかった。また、正の持続性の強さは、扶助費に起因することが示された。

他の目的別歳出との比較においては、他の目的別歳出は増加後、大きく減少し、5年目以降は老人福祉費の合併効果を下回ることが明らかとなった。高齢者人口が増加し、施設数・定員数など供給が不足している自治体が多く、合併・連合化による補助金等の財政支援を得た際、供給を拡大したことが、その理由として考えられる。老人福祉サービスに係る費用は介護サービスの現物給付・施設への補助金など扶助費的性質が強く、これらは一度増加すると減少しにくい項目である。このことから、今後、老人福祉サービスの財政も含む広域行政が行われた場合には、それに伴う費用の増加は持続的であり、歳出削減が難しい可能性が示唆された。

第3章では、2000～2012年の『介護保険事業状況報告』による都道府県別パネルデータ

を用い、地域間介護保険給付水準(被保険者1人あたり単位数,利用者1人あたり単位数)が収束しているか否かを、地域特性等をコントロールすることが可能な条件付き β 収束の手法により検証している。また近隣都道府県との空間的自己相関を考慮したモデルを推定することで、推定では、1人あたり介護給付水準(合計・サービス別)において、 β 収束が確認された。また一部の介護給付水準増加率には近隣都道府県との空間的自己相関の存在も確認された。

収束の傾向は介護保険制度導入前より生じていた。このことから、介護保険サービス整備が低水準、利用が非積極的だった地域において、施設整備、積極的な利用が行なわれていたことが示唆される。

第4章では、2006～2011年の『介護保険事業状況報告』による保険者別パネルデータを用い、介護給付水準(被保険者1人あたり居宅・施設・地域密着型サービス単位数)についての保険者間相互参照行動を裁量権の違いに着目して、推定した。同一都道府県保険者を参照者とするモデルにおいて、すべての介護サービスで相互参照行動が示された。その強さは、施設サービスが最も強く、ついで地域密着型サービス、居宅サービスであった。施設サービスの強さは、施設待機者地域差拡大を阻止する目的で、都道府県による調整機能が強く働いたと推測される。居宅・地域密着型サービスは類似のサービスであるが、地域密着型サービスは保険者主体の裁量が働く事業所設置権限を通して、同一都道府県保険者の給付水準に敏感に反応したと考えられる。近隣都道府県における保険者の影響も考慮した分析では、居宅・施設サービスでは近隣都道府県における保険者の影響を受ける一方、地域密着型サービスでは近隣都道府県からの影響は大きくないことが確認された。居宅・施設サービスの事業所設置権限は都道府県にあるため、これらのサービスは近隣都道府県からの影響を受けたと考えられる。いずれの分析においても、相互参照行動には裁量権の違いが大きな影響を与えていることが示された。介護保険制度で地方分権が進んでいること、そして保険者に裁量権が存在する地域密着型サービスの相互参照行動が強いことから、今後介護給付水準相互参照行動は今後、より強くなっていくことが予想される。

2. 論文の評価

本論文は、地方財政と社会保障に関する研究において、以下のような優れた特徴をもつと考えられる。第1に、地方政府の提供するサービスのなかで公的に提供される私的財に着目して、従来の知見の見直しを図り、新しい視点からの将来の展望を示した点である。市町村合併の歳出への影響に関しては、伝統的には地方公共財の規模の経済が注目されていたが、私的財にはそれは働かないのみならず、地方歳出の構造変化が従来の観念を覆す現象が示されている。

第2に、緻密な計量経済分析手法に基づき、上記の重要な課題を分析しているところである。格差の実態がこれまで記述統計量による素朴な形でしか把握されていなかったところを、格差が縮小する傾向にあるかを現在考えられる最良の手法で検定したり、地域間の相互作用を考慮するなど、分析の質を一気に向上させる貢献がなされている。

第3に、地方自治体の行動に関する仮説を検証する作業を通して、今後の自治体の行動を予測する知見を得ていることである。重要な政策課題に結び付く問題設定がされており、今後の自治体合併が歳出に与える影響、地方分権の進展が高齢者福祉サービスの地域格差に与える影響に関しての有益な示唆を得ることに成功している。

一方で、当論文では十分に解明されていない、残された課題もある。第1に、政策効果を検証する際に用いられる識別戦略においての内生性の問題については、一応の対処はしているものの、まだ2箇所について課題が残る。ひとつは市町村合併を外生的とみなすことである。合併した自治体の合併以前の歳出の動きが合併しなかった自治体(対照群)と違う問題には、今後の検討の余地がある。もうひとつは、 β 収束の内生性の問題について操作変数を用いているが、適切なものであるか否かである。本論文の内生性への対処には一定の合理性はあるが、妥当性についてより説得的な識別戦略が使われると当論文の価値は一

層、高まっただろう。ただし、内生性への完全な対処が困難なことは関連する多くの研究にも当てはまるものであり、当論文のみの瑕疵とは言えない。本論文でとられた方法は完全とは言えなくても、現在要求される水準に達しているものと考えられる。

第2に、本論文が着目した福祉サービス水準の地域格差が存在してよいか否かという規範的判断については、十分な視座をもつには至っていない。社会保障の理念からは許容できない格差と、地方分権の理念からは存在してしかるべき格差とはどのような関係にあるのか、という重要な問題について本論文が十分に議論をおこなっていないことは限界点であるものの、本論文では緻密なデータ分析により実態を把握することをおこない、かつ供給者の行動原理によってそれが生まれるとする仮説を検証する等、そのような方向への研究に重要な一步を踏み出しており、今後の研究の深化によって、重要な知見が得られることを期待させるものである。

なお、第2章から第4章は、それぞれ『公共選択』、『医療経済研究』、『季刊社会保障研究』誌に査読の上、採択されており、研究水準については審査委員会外部でも厳正な観点から評価を受けている。

博士論文の審査にあたっては、12月24日に公開論文発表会および口頭試問がおこなわれた。また、論文原稿には剽窃等は一切ないことがiThenticateのソフトウェアによって確認済みである。

以上の審査の結果、本論文は博士号（経済学）を授与するにふさわしい水準にあるという意見で、審査委員の全員が一致した。

2017年1月18日

審査委員 岩本 康志（主査）
飯塚 敏晃
小川 光
林 正義
持田 信樹